

議 第 3 4 号

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）2月25日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの（当該年度中に研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

新潟県柏崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年2月26日条例第2号）

改正後	改正前
<p>(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの(当該年度中に研修を修了することを予定している者を含む。)でない。 <u>ならない。</u> (1)～(10) (略) 4・5 (略)</p>	<p>(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでない。 <u>ならない。</u> (1)～(10) (略) 4・5 (略)</p>